

免許証の記載事項変更手続きについて

申請日時

月曜日から金曜日（土日、祝祭日を除く）

午前9時00分から午後4時00分

※ 住所地に限らず、県内のどの警察署でも申請可能

運転免許課での受付は時間が異なりますので、詳細は運転免許課へ問い合わせ下さい。連絡先 055-285-0533

持ち物

住所変更（次のいずれかが必要となります。）

- ・ 住民票（6ヶ月以内に発行されたもの）
- ・ マイナンバーカード（通知カードは不可）
- ・ 消印付き郵便物
- ・ 在留カード（外国人の方）

本籍変更

- ・ 住民票（6ヶ月以内に発行されたもの）

氏名変更

- ・ 住民票（6ヶ月以内に発行されたもの）
- ・ マイナンバーカード（変更後の氏名が記載されたもの）

※ 確認書類については、

本籍変更及び住民票での氏名変更については、提出

住所変更及びマイナンバーカードでの氏名変更については、返却となります。

代理人による記載事項変更

本人でなくても、住民票（同居している親族に限る）に併記されている方であれば、代理人として記載事項の変更が可能です。

代理人の持ち物

- ・ 本人の運転免許証
- ・ 本人と代理人が併記された住民票（同居している親族に限る）
- ・ 代理人の身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）

※ 住民票については提出となります。

注意事項

記載事項の変更手続については、免許証裏面への記載となります。

表面への記載を希望される方は、再交付手続きとなります。

その他不明な点については、甲府警察署運転免許窓口へお問い合わせ下さい。